

商品概要説明書

貯蓄貯金

(令和4年11月29日現在)

商 品 名	◇ 貯蓄貯金
ご利用いただける方	◇ 個人のみ
期 間	◇ 期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◇ 随時預け入れできます。 ◇ 1円以上 ◇ 1円単位
払戻方法	◇ 随時払い戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	◇ 1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。 ◇ J A 所定の日に支払います。 ◇ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ◇ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ◇ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	◇ キャッシュカードによる預入・払戻等の際にJ A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ◇ 2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	◇ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ◇ 普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ◇ 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJ A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 保護対象 当該貯金は当J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる 事項	◇ 公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 ◇ 総合口座の取扱いはできません。 ◇ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
ひろしま	信用推進部 信用推進課	082-422-2173
広島ゆたか	信用部 金融課	0823-66-3710
尾道市	金融共済部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島信連	J Aバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600